

知的障がい者就労支援施設と社会的企業

東洋大学大学院博士後期課程 宮竹 孝弥(会員8254)

キーワード：就労希望支援、社会福祉法人、職場開拓

1. 研究目的

我が国の障がい者の雇用は、近年微増しているが、一般の雇用と比較して非常に低い状態が続いている。障がい者への就労支援施策としては、企業の障がい者雇用率の徹底や地方自治体への保護雇用などの取り組みがある。国際的には社会的企業が設立され、法制化も進んでいる。しかし日本では社会的企業は法制化されず、活動や定義なども未確立のままである。そこで我が国における知的障がい者の就労を行う社会福祉法人の活動に注目し、社会的企業活動の可能性を研究の目的とした。

2. 研究の視点および方法

知的障がい者入居施設における就労支援は、大戦後の糸賀一雄の活動期からの大きな課題であった。糸賀は施設内での就労活動の創出に取り組んだ。糸賀の取り組みに留まらず、糸賀の朋友の池田太郎の信楽での地域における住み込み就労、同じく朋友の田村一二の茗荷村構想などの芸術的製品づくりなどの取り組みへと展開していく。社会福祉法人による施設運営は営利活動が規制され、就労支援を生み出すための取り組みにも制約が出てくる。そのために、社会福祉法人の関係者による企業を並立し就労開拓に取り組んだ団体の取材調査から、新たな就労支援の方向性を探った。

研究の方法としては、対象として社会福祉法人の活動の他に企業を設立し企業と連携しつつ、就労支援活動に取り組んでいる団体に調査を行った。調査の対象はA県B社会福祉法人施設、C県D社会福祉法人施設の二団体である。これらの施設運営に当たる関係者から聞き取りを行い、インタビューを基に質的調査に取り組み、グランデッド・セオリーによる分析を実施した。グランデッド・セオリーは仮説を設定せず、開かれたインタビューによる語りから、概念を構成して行く方法である。この方法による分析から抽出される概念を用いて、社会福祉法人による社会的企業活動を考察した。

3. 倫理的配慮

調査の実施にあたり2015年度東洋大学倫理審査委員会の承認を受けた。また日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき、調査の実施に配慮した。それぞれの規定による調査方法に取り組んだ。

今回発表する調査対象の二つの施設は特に施設名の保護を求められなかったが、慎重を期して匿名にて発表を行う。

4. 研究結果

今回調査を行った二つの施設は、それぞれの地域における障がい者福祉の開発者的存在であり、地元地域とも深い関係性を持つ。社会福祉法人の活動の中で、特に就労支援が大きな比重を占めている。

- ① 就労が自立と社会参加への課程と考えている。
- ② 就労から当事者の精神的な安定と成人らしい生活態度を獲得する。
- ③ 職場開拓のための人材を産業界から導入した。
- ④ 採算・工賃の支払い等の研究の結果、食品加工を主たる作業とした。
- ⑤ 当事者の工賃の上昇により、年金と工賃による経済的自立を目指した。
- ⑥ 施設では、社会福祉の枠組みを離れて、職場運営の計数管理、製品販売のための市場での営業活動などに取り組んだ。
- ⑦ 地域に開放された活動と、障がいの有無に捉われない就労支援と開拓の結果、地域での就労支援を求める様々な人々、すなわち高齢者、ひとり親、青年のひきこもりなどへの道を切り開いた。

5. 考察

今回調査を行った二つの社会福祉法人の活動は、社会福祉法人の限界を超える取り組みがあると認められる。この活動はイギリスにおける障がい者のための社会的企業「ソーシャル・ファーム」に該当する。また地域との交流から、後退する地域産業に参入し活性化に取り組むことは、フランスの「連帯経済(ソーシャル・エコノミー)」にも通じる。ともに社会的に不利な人々の雇用と、当事者と地域のエンパワーメントの成立を目指す取り組みである。

今回調査を行った二つの知的障がい者施設においては、日本における社会福祉法人と企業の連携を行い、障がい者の就労のための社会的企業活動に取り組まれていると考える。

